

先進医療に係る検討について

令和2年度診療報酬改定に向けて、以下のとおり検討を行う。

1. 評価対象技術の考え方

評価対象とする技術は、第1回先進医療会議において承認された考え方に基づいて、以下のとおりとした。

① 先進医療A

- ・令和元年6月30日時点で先進医療告示（平成20年厚生労働省告示第129号）に掲げられている医療技術（※）

※ただし、暫定的に先進医療Aとして実施している技術については、保険導入等に係る評価を行わない。

② 先進医療B

- ・保険導入等の検討の実施前に、総括報告書の報告を終えている医療技術（未承認の医薬品等の使用、及び医薬品等の適応外使用を伴わないものに限る）（※）

（参考）対象となる先進医療Bの技術

- ・多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療

※総括報告書の報告を終えており、今後先進医療Bが継続されることはない。

2. 事前評価（書面審査）

各技術について、構成員及び技術委員の3名による事前評価を以下のとおり行う。

【事前評価】	科学的評価等		施設基準の見直し
具体的な内容	実績報告等を踏まえ、A～Dの4段階で評価（理由も明記）。 A…十分な科学的根拠を有する B…一定の科学的根拠を有する C…科学的根拠が十分でなく、継続することが適当 D…取り消すことが適当	A又はB評価とした場合に限り、仮に保険導入された場合の施設基準について意見を記載。	仮に「継続」となった場合を想定して、普及促進等を考慮し、新たな施設基準（案）を検討。
主担当	○	○	○
副担当1	○	○	—
副担当2	○	○	—

事前評価の結果に基づき、評価対象技術を以下の3つに分類する。

ア：構成員又は技術委員3名全員がA又はB評価

イ：ア、ウ以外

ウ：構成員又は技術委員3名全員がD評価

3. 先進医療会議における評価

- 評価対象技術について、事前評価の結果を先進医療会議に報告する。
- 事前評価の結果に基づき、評価対象技術についての検討を行い、科学的根拠等に基づく評価について、先進医療会議の評価を取りまとめる。

＜先進医療会議における評価の基本方針＞

- ・ ア及びイに該当する技術：将来的な保険導入に係る判断に必要な科学的根拠等について検討
- ・ ウに該当する技術：先進医療から削除することの適切性について検討

4. 中医協総会及び医療技術評価分科会への報告（12月～1月）

- 先進医療会議における評価を取りまとめ、
 - ・ 先進医療から削除が適切と判断された技術以外については、先進医療会議における評価結果を医療技術評価分科会に報告する（※）。
- ※先進医療会議からの指摘事項や評価担当者の主だった参考意見等も含め、先進医療会議の評価結果を可能な限り詳細に報告する。
- ・ 先進医療から削除が適切と判断された技術については、先進医療会議から中医協総会に報告する。

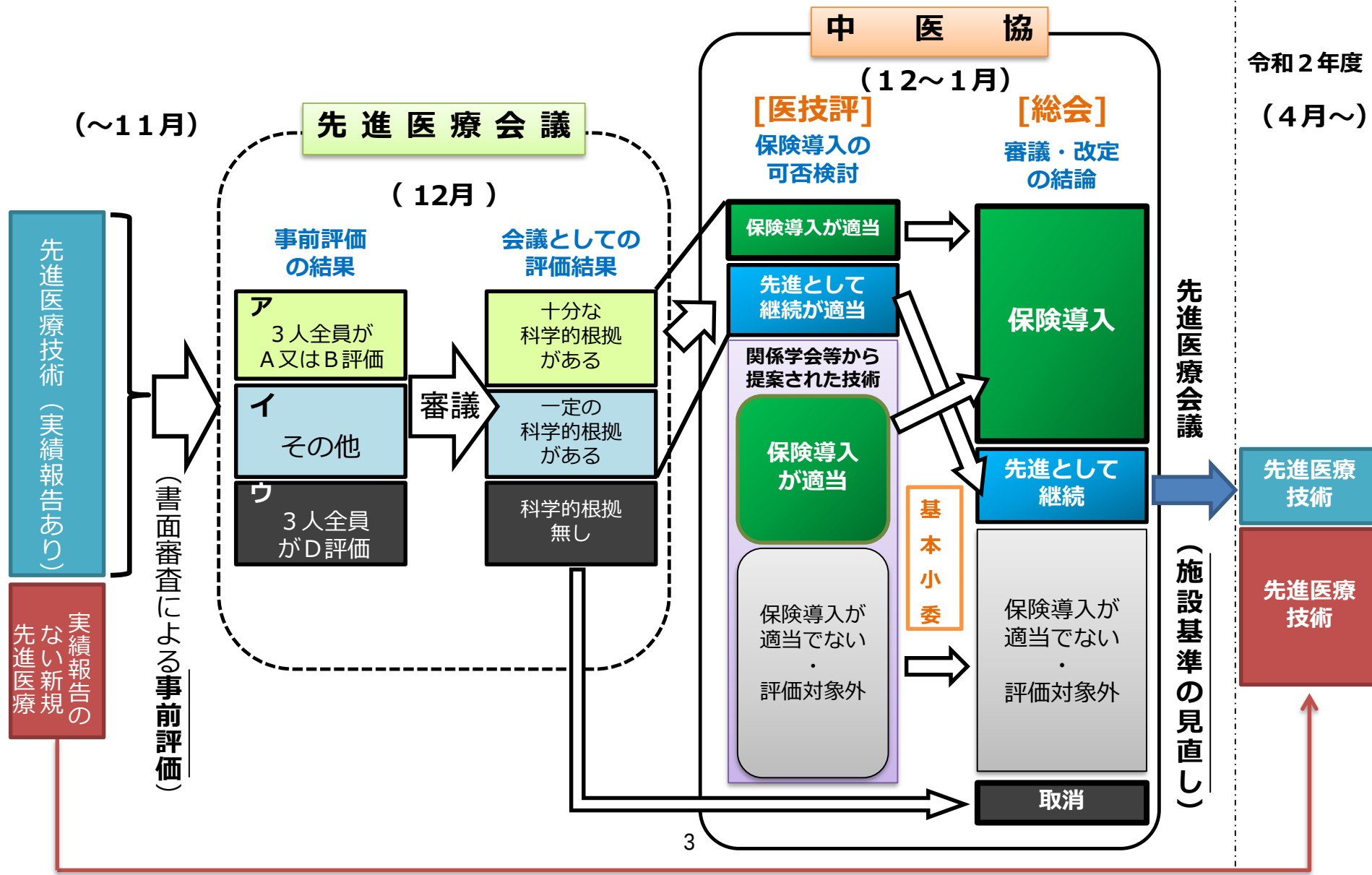
5. 施設基準の見直しに係る検討（1月～3月）

医療技術評価分科会及び中医協総会において、先進医療での継続が妥当とされた技術について、事前評価において作成した施設基準（案）に基づき、先進医療会議において検討を行い、施設基準を最終決定する。

6. 「取り消すことが適当」との指摘がされた技術等への対応（案）

事前評価において、1名以上の評価担当の構成員等から先進医療から取り消すことが適当との指摘があったものの、先進医療を継続する取扱いとなった技術、又は、特別に指摘のあった技術については、次回の診療報酬改定までに各技術に応じた課題事項への対応を求めることとしてはどうか。

令和2年度診療報酬改定に向けた 先進医療の保険導入等及び施設基準の見直しイメージ



令和２年度診療報酬改定における先進医療に係る評価

事前評価結果の整理の考え方

事前評価結果	３名の評価者の事前評価結果
総合Ⅰ	全ての評価者でＡ又はＢ評価である技術
総合Ⅱa	主担当がＡ又はＢ評価であり、副担当の１人以上がＣ評価である技術。（ただし、Ｄ評価がある場合を除く。）
総合Ⅱb	主担当がＣ評価であり、副担当の評価１人以上がＡ又はＢ評価である技術。（ただし、Ｄ評価がある場合を除く。）
総合Ⅱc	全ての評価者でＣ評価である技術
総合Ⅲa	１人又は２人の評価者でＤ評価である技術
総合Ⅲb	全ての評価者でＤ評価である技術

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
＜事前評価＞

総合 I 4技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
9	泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	平17. 2. 1	総合 I
17	角膜ジストロフィーの遺伝子解析	平20. 12. 1	総合 I
18	MEN1遺伝子診断	平24. 9. 1	総合 I
B-36	多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療	平26. 10. 1	総合 I

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
＜事前評価＞

総合 II a 6技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
4	神経変性疾患の遺伝子診断	平15. 9. 1	総合 II a
7	家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	平16. 12. 1	総合 II a
19	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)	平26. 1. 1	総合 II a
20	細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)	平26. 1. 1	総合 II a
21	LDLアフェレシス療法	平27. 4. 1	総合 II a
25	腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術	平29. 7. 1	総合 II a

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
＜事前評価＞

総合 II b 11技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
1	高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	平17. 10. 1	総合 II b
2	陽子線治療	平13. 7. 1	総合 II b
5	重粒子線治療	平15. 11. 1	総合 II b
6	抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査	平16. 11. 1	総合 II b
8	腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術	平16. 12. 1	総合 II b
22	多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断	平27. 5. 1	総合 II b
23	CYP2D6遺伝子多型検査	平27. 9. 1	総合 II b
24	MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法	平28. 2. 1	総合 II b
26	糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査	平30. 1. 1	総合 II b
28	血中TARC濃度の迅速測定	平30. 4. 1	総合 II b
29	Birt-Hogg-Dube (BHD)症候群の遺伝子診断	平31. 2. 1	総合 II b

※告示番号2・5については、別途、資料先－3－3に記載。

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
＜事前評価＞

総合 II c 1技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
27	腹腔鏡下スリーブ状胃切除及び十二指腸空腸バイパス術	平30. 3. 1	総合 II c

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
＜事前評価＞

総合 Ⅲa 2技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
15	培養細胞によるライソゾーム病の診断	平20. 7. 1	総合 Ⅲa
16	培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断	平20. 8. 1	総合 Ⅲa

令和元年度 先進医療技術の科学的根拠等に係る評価
 <事前評価>

総合 Ⅲb 2技術

告示番号	先進医療技術名	適用年月日	事前評価結果
11	歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	平19. 10. 1	総合 Ⅲb
14	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	平20. 7. 1	総合 Ⅲb